

亀山市新庁舎整備基本計画（骨子案）に対する意見への回答

【共通意見】

該当ページ	項目	意見	回答
18	第6章 新庁舎の建設候補地 2. 建設候補地	5つの候補地について、候補地とした理由と建設した場合の効果や周辺への影響などが分かるよう、メリット・デメリットを示すべきである。	候補地の選定基準に加え、各候補地（エリア）の基本的な特性については、計画本編において記載します。

【個別意見】

該当ページ	項目	意見	回答
3	第1章 新庁舎整備の背景 4. 現庁舎の課題 ④ユニバーサルデザインへの対応	駐車場等について障がい者に対する配慮が不足していることを記載すべきである。	現庁舎の課題として追記します。
4	第2章 新庁舎整備の基本的な考え方 1. 基本理念と基本方針 (1) 基本理念	①「従来の仕組みに捉われない未来志向の庁舎」とあるが、あまりにも抽象的すぎて何が言いたいかわからない。もっと分かりやすく書くべきである。 ②令和2年2月の総務委員会協議会で示された亀山市新庁舎整備基本計画（中間案）にある「行政機能の集約」の記述は削除されたが、「行政機能の集約・分散」は基本理念に書くべきである。	①「未来志向の庁舎」という表現を「利用しやすく、働きやすい庁舎」と改めます。 ②行政機能の集約・分散に関しては、計画本編において、基本理念及び基本方針の後段に特出して記載します。
4	第2章 新庁舎整備の基本的な考え方 1. 基本理念と基本方針 (2) 基本方針	①亀山市新庁舎整備基本計画（中間案）の「④機能的・効率的で働きやすい庁舎」は削除されたが、職員の働きやすさは基本方針に位置づけるべきである。 ②「庁舎の木質化」や「低層建築物」とあるが、理想的ではあるものの建築費用がかかる。骨子案の「シンプルな建物とし、イニシャルコスト(初期費用)を抑制」との整合が取れない。この二つが整合の取れた記述にすべきである。	①基本理念に「利用しやすく、働きやすい庁舎」の文言を入れるとともに、職員の働きやすさについては、計画本編（新庁舎が果たす機能：執務機能）においても具体的に列記します。 ②庁舎の木質化については、将来的に脱炭素社会の実現や県産材の利用に係る特定財源の確保も踏まえ、トータルコストによって検討する必要があると考えます。なお、コストと庁舎の形質については、整合が図れるよう基本設計段階においても比較検討を進めていきます。

該当 ページ	項目	意見	回答
4	第2章 新庁舎整備の基本的な考え方 1. 基本理念と基本方針 (2) 基本方針	①防災拠点としての機能について、避難してきた市民等の受け入れについて記載すべきである。 ②フリーアドレスの導入については、書類等の紛失や備品等の管理、業務効率の低下等のおそれがあることから見直すべきである。	①本庁舎は、避難所として位置付けておりませんが、災害時における庁舎利用者等への対応として、災害対応に支障のない範囲でロビーや屋外スペース等の開放は可能と考えており、計画本編（新庁舎が果たす機能：防災拠点機能）において記載します。 ②職員の柔軟な働き方が可能となるよう、業務の特性に応じてフリーアドレスの適否を検討していきます。
5	第2章 新庁舎整備の基本的な考え方 2. 行政機能の集約・分散	DXを最大限活用して行政機能の集約を大前提に進めるとともに、集約後の各施設の活用についても同時に方針を示すべきである。特に総合保健福祉センターの活用は社会福祉協議会との連携において重要な検討課題であり、基本計画に示すべきである。	行政機能は、新庁舎に集約することを基本とし、DXを最大限活用することで、利便性や効率性の更なる向上を図ります。各施設の活用については、新庁舎整備の方針を踏まえ、今後、全庁的な組織により検討を進めます。また、社会福祉協議会との連携については、新庁舎整備後においても市民サービスの観点から重要と考えており、その考え方について計画本編に記載します。
	「集約を基本」と言いながら「一部の行政機能は分散」とするのは、大変分かりづらい。もっと具体的に記述すべきである。	新庁舎への集約を基本としており、全ての行政機能を集約することについては、建設予定地等の条件を踏まえ最終的に判断します。	
	行政機能は新庁舎に集約することを基本としているが、明確に集約すると記載すべきである。	新庁舎への集約を基本としており、全ての行政機能を集約することについては、建設予定地等の条件を踏まえ最終的に判断します。	
	「市民サービスの低下を招かないと判断した場合」と同時に「市民サービスの向上につながる」と判断した場合」という旨も追加すべきである。	「市民サービスの低下を招かない」には、「市民サービスの向上につながる」を含むものと考えます。	

該当ページ	項目	意見	回答
7	第3章 新庁舎の機能と性能 (1) 新庁舎の機能	①市民サービス機能に、利便性向上やBCPの観点からも、庁内にATM機能や災害時の備蓄、流通網の強さを備えているコンビニの設置を加えるべきである。 ②執務機能に、現状の庁舎施設は職員の休憩スペースが整っていないので、労働環境や労働意欲向上のために、単なる休憩室や更衣室ではなく機能面にも配慮して、休憩室等の設置を加えるべきである。	①計画本編（新庁舎が果たす性能：快適性）において記載します。 ②計画本編（新庁舎が果たす機能：執務機能）において記載します。
10	第4章 新庁舎の規模 1. 新庁舎の規模 (2) 延床面積	新庁舎の規模に対して、「創意工夫により、可能な限りコンパクト化を図る」と記載があるが、市民のための庁舎であるため、一定規模の市民交流スペースを確保することを記載すべきである。	計画本編（新庁舎が果たす機能：市民交流機能）において記載します。
11	第4章 新庁舎の規模 1. 新庁舎の規模 (3) その他の施設面積 ①駐車場 イ. 公用車駐車場	職員の通勤用駐車場について、敷地内で整備する必要がないものと記載されているが、職員の通勤用駐車場を確保すべきである。	確保できる敷地の状況によっては、職員の通勤用駐車場は敷地外で確保する必要があることを意図しています。
12	第4章 新庁舎の規模 2. 新庁舎のフロア構成 (1) 前提条件	災害対策本部は大型モニターを設置できる部屋とし、防災部門との配置は隣接させるべきである。	計画本編（新庁舎が果たす機能：防災拠点機能）において記載します。
13-17	第5章 事業計画の検討	①本来「基本計画」とは「一定の方向性や手法を示すもの」であるが、提出された骨子案では一定の方向性や手法が示されておらず、単なる「検討範囲」を示した「資料」に留まっている。現状で優先度が高いと考えられる手法や併合的手法の候補は示すべきである。 ②例えば土地区画整理事業や市街地再開発事業等、民間活力を最大限利活用し、将来の税収増が見込める事業手法を選択願いたい。また、他の公共施設の併設による特定財源の確保を検討されたい。	事業手法の選択については、今後決定する建設地の特性によるところが大きいと考えており、現段階では、事業手法の候補と特性を示すに留まっています。また、公共施設の併設等に限らず、民間活力の活用や特定財源の確保については、今後さらに検討していきます。

該当ページ	項目	意見	回答
17	第5章 事業計画の検討 3. 整備スケジュール 新庁舎の建設時期	新庁舎の建設時期は、他の公共施設の更新が集中する時期である。この時期にどうしてもやるのであれば、他の公共施設より更新を優先する理由を明記すべきである。	第1章（新庁舎整備の背景）において新庁舎整備を行う理由を記載しています。
18	第6章 新庁舎の建設候補地 1. 建設候補地の選定基準 (4) 必要用地の確保	平時の利便性や防災の観点からも、庁舎の周囲には広い平地を確保することが必要である。	庁舎周辺には、駐車場に加えて災害時等に利用できる一定のオープンスペースの確保は必要と考えており、用地取得や整地に要する経費、周辺環境を踏まえ検討します。
18	第6章 新庁舎の建設候補地 2. 建設候補地	5つの候補地を1ヶ所に選定するプロセスが不透明である。外部委員会が設置されるのか、地元説明会が開催されるのか等の検討組織の考え方や、令和5年度における選定までのスケジュールを示すべきである。	本年度における建設予定地の決定については、各候補地の特性（用地確保の実現性や用地取得・整地に要する概算費用等）について詳細に調査し、有識者や市民等で組織する外部委員会等の意見も踏まえ、総合的に勘案した上で選定します。なお、選定スケジュールについては、別途お示しします。
18	第6章 新庁舎の建設候補地 2. 建設候補地	現在5つの候補地が示されているが、市民サービスの観点から、総合保健福祉センターや医療センター周辺地域も建設候補地とすべきである。	選定基準に照らし、総合的な観点から5候補地を選定しました。
19	第7章 基本構想の変更	①基本構想の変更という極めて重要な事項が、基本計画（骨子案）の末尾の第7章で報告的に記載されているが、骨子案とは別途に提案、報告が必要である。 ②変更内容のうち「市民に開かれた」の部分が削除されているが、3つの外部環境の変化とどういう因果関係があるのか。 ③「市民が気軽に交流できる庁舎」「まちづくりとの連携を図った庁舎」が、変更後「人と環境にやさしい庁舎」に集約されているが、経済性の観点等から両方針のウエイトはトーンダウンしたと考えていいのか。	①基本構想からの変更点を明確にするため、第7章において別途記載しました。 ②DXの進展等により、将来的には来庁の必要性が大幅に軽減することを想定し削除しましたが、「市民に開かれた」には、訪れやすい庁舎という意味だけでなく、まちづくり基本条例に基づき、「市民、議会と共に築く庁舎」という概念も含むことから、「市民に開かれた」の部分を再掲します。 ③数十年先の行政サービスや庁舎の在り方を見据えた次代の庁舎像を明確化するため、記述を見直しました。しかしながら、「市民交流」や「まちづくりとの連携」については、新庁舎整備を検討する上で重要な要素と考えており、「人と環境にやさしい庁舎」に包含しています。